

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）					
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社〇〇工場		〒111-2222 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 (000-000-0000)					
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期間	
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）			
						1ヵ月(毎月1日)	1年(4月1日)		
(1) 下記(2)に該当しない労働者	臨時的受注、納期変更	検査	10人	1日8時間	3時間	30時間	250時間	2018年4月1日から1年間	
	月末の決算事務	経理	5人	1日8時間	3時間	15時間	150時間	2018年4月1日から1年間	
(2) 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者		臨時的受注、納期変更	機械組立	10人	1日8時間	3時間	20時間	200時間	2018年4月1日から1年間
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間	
臨時的受注、納期変更		機械組立	10人	土曜日	1ヵ月に1日 始業午前8時30分 終業午後5時30分			2018年4月1日から1年間	

協定の成立年月日 2018年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 検査課主任
氏名 山田花子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

2018年 3月 15日

使用者 職名 工場長
氏名 田中太郎



〇〇 労働基準監督署長殿

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
 - 「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- (2)の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

記 載 例

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
金属製品製造業	〇〇金属工業株式会社〇〇工場	〒111-2222 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 (000-000-0000)		250 人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
220 人 (0 人)	1年間 (2018年4月1日)	(別紙)	39時間 26分	2018年4月1日 から1年間
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	8時間 00分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	48時間 00分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数
				257 日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	0週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	0週	特定期間中の最も長い連続労働日数	—日間	

旧協定の対象期間	2018年4月1日から1年間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	8時間 00分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	48時間 00分	旧協定の対象期間中の総労働日数	260日

協定の成立年月日 2018 年 3 月 12 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 検査課主任
氏名 山田 花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

2018 年 3 月 15 日

使用者 職名 〇〇金属工業株式会社
氏名 代表取締役 田中 太郎

〇〇 労働基準監督署長 殿



記載心得

- 1 法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 4 「旧協定」とは、則第12条の4第3項に規定するものであること。

1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書（例）

〇〇金属工業株式会社（以下「会社」という）と〇〇金属工業株式会社従業員代表 山田花子（以下「従業員代表」という）は、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

（勤務時間）

第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

1日の所定労働時間は 8時間00分とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業： 8時30分 終業： 17時30分

休憩： 12時00分～13時00分

（起算日）

第2条 変形期間の起算日は、平成〇〇年4月1日とする。

（休日）

第3条 変形期間における休日は、別紙「年間カレンダー」のとおりとする。

（時間外手当）

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

（対象となる従業員の範囲）

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

（1）18歳未満の年少者

（2）妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（3）育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（特定期間）

第6条 特定期間は定めないものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、起算日から1年間とする。

平成〇〇年3月12日

〇〇金属工業株式会社 代表取締役 田中太郎



〇〇金属工業株式会社 従業員代表 山田花子



金属工業株式会社

工場

2018年4月から1年間

1年単位の变形労働時間制による『年間カレンダー』

4月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	40:00
8	9	10	11	12	13	14	40:00
15	16	17	18	19	20	21	40:00
22	23	24	25	26	27	28	40:00
29	30	1	2	3	4	5	(16:00)

5月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
29	30	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	40:00
13	14	15	16	17	18	19	40:00
20	21	22	23	24	25	26	40:00
27	28	29	30	31	1	2	(40:00)

6月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
27	28	29	30	31	1	2	
3	4	5	6	7	8	9	40:00
10	11	12	13	14	15	16	40:00
17	18	19	20	21	22	23	40:00
24	25	26	27	28	29	30	40:00

7月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	48:00
8	9	10	11	12	13	14	48:00
15	16	17	18	19	20	21	48:00
22	23	24	25	26	27	28	48:00
29	30	31	1	2	3	4	(40:00)

8月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
29	30	31	1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	40:00
12	13	14	15	16	17	18	40:00
19	20	21	22	23	24	25	40:00
26	27	28	29	30	31	1	(40:00)

9月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
26	27	28	29	30	31	1	
2	3	4	5	6	7	8	40:00
9	10	11	12	13	14	15	40:00
16	17	18	19	20	21	22	40:00
23	24	25	26	27	28	29	32:00
30	1	2	3	4	5	6	(40:00)

10月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
30	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	32:00
14	15	16	17	18	19	20	40:00
21	22	23	24	25	26	27	40:00
28	29	30	31	1	2	3	(40:00)

11月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
28	29	30	31	1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	40:00
11	12	13	14	15	16	17	40:00
18	19	20	21	22	23	24	32:00
25	26	27	28	29	30	1	(40:00)

12月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
25	26	27	28	29	30	1	
2	3	4	5	6	7	8	40:00
9	10	11	12	13	14	15	40:00
16	17	18	19	20	21	22	40:00
23	24	25	26	27	28	29	32:00
30	31	1	2	3	4	5	(40:00)

1月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
30	31	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	40:00
13	14	15	16	17	18	19	40:00
20	21	22	23	24	25	26	40:00
27	28	29	30	31	1	2	(40:00)

2月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
27	28	29	30	31	1	2	
3	4	5	6	7	8	9	40:00
10	11	12	13	14	15	16	40:00
17	18	19	20	21	22	23	40:00
24	25	26	27	28	1	2	(40:00)

3月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
24	25	26	27	28	1	2	
3	4	5	6	7	8	9	40:00
10	11	12	13	14	15	16	40:00
17	18	19	20	21	22	23	40:00
24	25	26	27	28	29	30	40:00
31	1	2	3	4	5	6	(0:00)

月度	日数	休日日数	労働日数	労働時間	総労働時間
4月	30	10	20	8:00	160時間00分
5月	31	10	21	8:00	168時間00分
6月	30	9	21	8:00	168時間00分
7月	31	5	26	8:00	208時間00分
8月	31	8	23	8:00	184時間00分
9月	30	11	19	8:00	152時間00分
10月	31	9	22	8:00	176時間00分
11月	30	9	21	8:00	168時間00分
12月	31	11	20	8:00	160時間00分
1月	31	8	23	8:00	184時間00分
2月	28	8	20	8:00	160時間00分
3月	31	10	21	8:00	168時間00分
計	365日	108日	257日	8:00	2056時間00分